二　他の物品等をもって代替させることができない芸術品若しくは特許権等の排他的権利に係る物品等又は特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
三　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
四　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合
五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保するうえで著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第５条第１項又は第７条第１項の公告又は公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
七　緊急の必要により競争に付することができない場合
八　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。
九　国の特例政令第13条第１項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約によることができることとされた特定調達契約と同様の契約と認められたとき。

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

（落札者等の公示）

第13条　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。
一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
二　契約責任者の氏名並びにその所属する組織の名称及び所在地
三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
五　落札金額又は随意契約に係る契約金額
六　契約の相手方を決定した手続
七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第５条第１項の規定による公告又は第７条第１項の規定による公示を行った日
八　随意契約による場合にはその理由
九　その他必要な事項

（一般競争等に関する記録）

第14条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において落札者を決定したとき、又は随意契約によった場合には、記録を作成し、保管するものとする。

（苦情の処理）

第15条　契約責任者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定するものとする。

（契約事務細則の読替え）

第16条　契約責任者が特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付する場合の契約事務細則の適用については、契約事務細則第19条第１項中「公告」とあるのは「公告又は公示」と、契約事務細則第20条中「入札者全員の入札書が投入されたことを確認したのち、直ちに」とあるのは「公告又は公示に示した開札の日時及び場所に」と読み替えるものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第17条　社長は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附　則

1　この達は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
2　この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。